平成２６年（再イ）第６号
山口市仁保下郷1862番地12
再生債務者　道本　初美
1　決議に付する再生計画案　平成26年９月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月12日　山口地方裁判所

平成２５年（再イ）第４３号
愛媛県松山市枝松４丁目３番31号　ロージュ石手川南902号
再生債務者　福宮　武志
1　決議に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月12日　松山地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第１号
鹿児島県南九州市知覧町瀬世5329番地３
再生債務者　中山　純一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年９月９日
鹿児島地方裁判所知覧支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第６号
熊本市東区戸島６丁目25番１号
再生債務者　大津　千佳
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月９日まで
4　一般異議申述期間　平成26年10月23日から平成26年10月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００１８号
東京都葛飾区青戸３―21―５
再生債務者　涌井　貴司
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年９月25日まで
平成26年９月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第５号
千葉県我孫子市泉46番28号
再生債務者　今井　昭男
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月９日まで
平成26年９月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再ロ）第６号
千葉県我孫子市湖北台４丁目６番63号
再生債務者　鈴木　利明
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月９日まで
平成26年９月11日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（再ロ）第２号
奈良県橿原市葛本町489番地の７　ファミール葛本204号
再生債務者　中村　好信
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月９日まで
平成26年９月11日
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再ロ）第３号
青森市沖館４丁目12番25号
再生債務者　小川　卓也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月12日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２６年（再ロ）第３号
大阪府泉北郡忠岡町馬瀬１丁目15番12号
再生債務者　越野　良二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月10日まで
平成26年９月12日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第５８号
大阪府茨木市中総持寺町４番23号
再生債務者　髙橋　泰則
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年10月14日まで
平成26年９月11日
大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年９月24日　福岡県教育委員会
1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
⑴　小学校教諭一種免許状、平21小一種第434号、福岡県教育委員会、平成22年３月25日、福岡県、吉田　恭兵、平成26年９月４日
⑵　中学校教諭一級普通免許状、昭56中一普第19249号、東京都教育委員会、昭和56年３月31日、福岡県、岩佐　照明、平成26年９月４日
⑶　高等学校教諭二級普通免許状、昭56高二普第20490号、東京都教育委員会、昭和56年３月31日、福岡県、岩佐　照明、平成26年９月４日
⑷　幼稚園教諭一種免許状、平20幼一種第0171号、福岡県教育委員会、平成21年３月13日、福岡県、山本　瑠美、平成26年９月４日
⑸　小学校教諭一種免許状、平20小一種第0168号、福岡県教育委員会、平成21年３月13日、福岡県、山本　瑠美、平成26年９月４日
2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年八月三十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年二月二十日
掲載頁　四十四頁（号外第三十四号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年二月二十日
掲載頁　四十七頁（号外第三十四号）
平成二十六年九月二十四日
札幌市北区北九条西三丁目七番地
（甲）株式会社社宅屋ホーム
代表取締役　佐藤　孝司
仙台市若林区卸町二丁目一番四号イマス卸町イーストンビル七階
（乙）株式会社社宅屋ホーム東北
代表取締役　中村　清一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、平成二十六年十月三十一日までにお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月八日
掲載頁　七十二頁（号外第一五三号）
平成二十六年九月二十四日
北海道函館市港町三丁目一八番一五号
（甲）株式会社テーオー小笠原
代表取締役　小笠原　廉正
北海道函館市本通三丁目一番一一号
（乙）株式会社テーオースイミングクール
代表取締役　小笠原勇人